

任者と直接会って現在進んでいる地域医療崩壊の原因は医師不足であり、これについて2つの基本的認識がなければ医師不足について論ずる能力も資格もない、この認識があれば対策はおのずと決まると言ってその具体策を提示しました。第一点は医師の絶対数の不足に対する認識、第2点は病院勤務医の労働過重に対する認識であります。勤務医には勤務上多くの制約がある。訴訟に係わりやすい。開業医との給与の格差等の問題もあるが、彼らが地域から去っていく最大の要因は、過労死寸前に追い込まれている過激な労働にある。家族の団欒や夫婦間の会話の時間が十分取れない、家族と1カ月に1度しか会えない、趣味も出来ないような状況下に置かれている医師たちに人並みの生活が出来るような国策が必要だと訴えました。平成19年5月政府与党は、11大学医学部の入学学定員増と地域枠の設置、小児科、産科の集約、重点化、勤務医の労働環境の改善等を盛った医師需給に関する対策を公表しました。6月に開催された「地域医療支援中央会議」の席上、私はこれまで私どもが要望してきた対策のほとんどが盛られていることに大いに満足し感謝している。ただ最も重要な事項が抜けている。これらの施策を進める上で必要な財政措置の明記がない。これがなければ、一片の反古でしかないと言って、今過労死の認定基準とされている時間外労働80時間を越えている9千人の医師の代替を用意するには1,170億円が必要だと訴えました。週48時間勤務を守らせるには5万5千人、その経費は最低5,699億円必要になります。

ただ、今すぐに医師を増やすことは出来ません。とすれば、今すぐに必要なのは勤務医の給与引き上げもさることながら、勤務医の労働環境の改善について、時間外勤務の短縮、日当直後の休暇の保障と同時に医療クラークの配置や看護師を含め他職種の増員による職種間の協調で医師の労働軽減を図る。こうした医療スタッフの増員とそれに必要な財源の確保以外に地域医療の崩壊を食い止める方策はない信じております。私は、このことを今後とも強く訴えていく所存であります。

地域医療は崩壊している

H19. 11. 23

医療の質・安全学会第2回学術集会

全国自治体病院協議会

会長 小山田 恵

地域医療崩壊事例

舞鶴市民病院(236床)

- ▶副院長の退職を機に内科医が大幅退職 続いて全員退職
- ▶公募による公設民営の予定

江別市立病院(408床)

- ▶H17年8月に12人いた内科系医師が、H18年9月までに全員退職

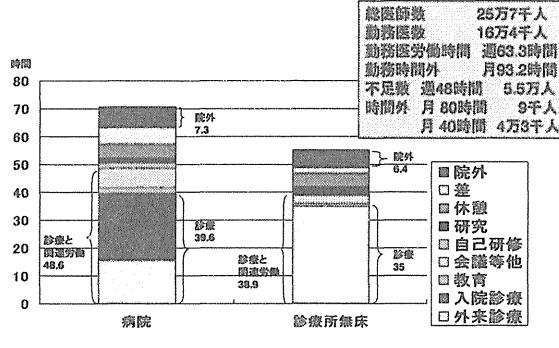
阿賀野市立水原郷病院(408床)

- ▶常勤医師の半数11人が退職
- ▶一次救急の停止 内科の診療制限

高浜市立病院(130床)

- ▶18年度末まで医師18名全員退職
- ▶公設民営で受入先を公募中

勤務医の労働環境



医師不足についての認識と対策私案

H19. 5企自病協会長から与党に提示

医師不足 絶対数不足が根柢 地域別、分野別偏在が加重 病院勤務医師の「立ち去り」、地域医療の崩壊

理由 滞後の労働からの逃げ

訴訟 刑訴 収入

状況 週平均勤務63.3時間、時間外月93.2時間

多い当直回数、24時間勤務後の休暇ゼロ

中長期的対策 医師の増

大学医学部入学定員10%の増

地域拡大 自治医大方式の採用

緊急対応策 医師の労働環境改善

勤務医の労働条件の最低限度

▶24時間連続勤務後の休暇

▶時間外勤務月80時間以内を国が提示、管理者に義務づける

▶医師の業務実績、医療秘書、他職種の協力

▶拠点病院からの当直要員の派遣

▶病院の集約化とネットワークの構築 再編、統合

▶研修医、指導医の養成、マグネットホスピタルの機能強化

診療科別偏在 国民のニーズに合う専門医の位置づけ

これらの施策を進める上で絶対必要なのはその対価としての診療報酬上の保証である。

健康保険制度改革と医療

金子 勝

慶應義塾大学 経済学部 教授

今日は三つの面からご報告を致します。一つは保険制度等、それがどこから、このインセンティブという政策で崩れていくのかという話があります。もう一つは、診療報酬を使った誘導処置というのは、地域の医療のみならず、医療制度全体をどのように破壊しているのか。そして、それ自身が病院経営も含めてどのような形で地方の医療を破壊しているのか、ということになります。

一つは国民健康保険の問題ですが、現時点で、2005年で国民健康保険の滞納者・未納者の世帯数は480万世帯となり、5世帯に1世帯が未納、滞納状態になっています。35万世帯が資格証に替えられているという状況であります。患者負担と保険料を引き上げていくことで医療費の増大を抑えるという政策は、一番不利な人たちから現実化しております。この「民間給与調査統計」という国税庁の統計でも、年収200万以下層が1千万人を超えている条件ですので、多くの人は払えない状況が生まれてきていると考えられます。

年収200万円以下ですと、光熱費、食費、家賃、その他介護保険料、年金保険料、NHKの受信料も含めて払っていきますと、滞納気味になってくるというのは、当然の現象といえます。国民健康保険は1961年に皆保険制度として加入が義務化されました。05年と比べて85年は農林水産業、自営業者の比率が高く、60年代はもっと農林水産業、自営業者の比率が本当に高いのですが、中曾根政権期の85年あたりから大体悪くなってきています。

加入者のほとんどが無職、ないしは被用者でも非正社員が主流になっています。無職のうち、6割以上が75歳です。65歳以上だと、もう88パーセントになっております。高齢者と失業者と非正社員の保険が国民健康保険ということになりますので、ここから国民皆保険制度はもう底が抜けているということです。もう国民皆保険制度は成立していないと私は思います。もちろん国民年金も、すでに若い人は四人に一人で未納、滞納率が半分を超えており、日本の社会保険制度の根幹が崩れています。医療現場も崩れていらざるもしかせんが、国民にとって医療制度はすでに壊れています。

これは、市長村単位の国民健康保険という世界に稀なる異常な制度で、国家総動員法の過程で生まれた農村から健全な兵士を送り出す制度です。保険料率が引き上げられて、パッチワーク的改革が繰り返される。老人保険制度などその他の保険からお金を入れて継ぎはぎにして、高齢者部分を何とか持たせるという制度を続けてきているわけです。新後期高齢者医療制度というのは延期されるかもしれません、75歳以上のリスクの高い人だけを集めた保険という、それ自身も言語矛盾としか思えないような仕組みを導入しようとしています。

未納、滞納者が増加すると保険財政が悪化します。一般会計の繰り入れが困難になっています。「骨太の方針 2002」で、小泉政権が地方交付税を削りました。これは所得税、法人税、酒税、たばこ消費税、消費税の一定割合をプールして、財政力の弱い団体に投入していましたのですが、ここがだめなので、地方の公立病院もそうなのですが、国民健康保険の財政の赤字を埋めることができなくなっていく。そうするとますます低所得者になって収入も減るので、料率を引き上げるということになつていかざるを得ません。

今、大体平均 10 パーセントぐらいで、実際には掛け方がばらばらなのですが、そうすると受診抑制と健康悪化というのが起こるということになります。それで 2006 年に 12 ぐらいの関連法案を含めた医療制度改革関連法案が出て、参議院選挙で与党が負けてしましましたので、「国保の 70 ~ 74 歳の自己負担増」と「75 歳以上の新高齢者医療制度の創設」について、1 年および半年延期というのが出てきています。ここで挙げられるように、高齢者の自己負担を増やしていくというと、75 歳以上の後期高齢者だけをとった新しい医療制度を作るということです。医療現場にいる方は毎日体感している、平均在院日数の短縮を図る医療報酬制度の見直しと、看護師と医師の比率にもよりますが、19 日を過ぎると診療報酬が下がっていくというような制度です。DPC もそうですが、少し包括払いも含まれています。

また、療養病床 38 万床のうち 23 万床を削り、在宅を充実させましょうということで診療報酬をそういう方向へ誘導するという、インセンティブの政策を取っております。このインセンティブが実は罠でありますと、急性期と回復期と慢性期に分けるのですが、入院日数を短縮していくと事実上、病院がホテル化します。救急も引き受けますので、8 割とか 9 割で回すともうほとんど、実は医師・看護師だけではなくて現場の職員も、過重なストレスが掛かります。医療ミスも当然起きてくることになります。患者側から言うと病院のたらい回し状態で、介護保険の場合には一応ケアマネというのがありますが、医療制度には 1 人をきちんと診ていく、かかりつけ医のようなものはありませんし、アメリカのように医者が患者にくつづいていくようなシステムでもありませんので、医療難民、介護難民というのは大量に発生します。慢性期は廃止・縮小しますが、在宅医療と言っても総合医を育成するシステムもありませんし、実はそこに診療報酬を多少割り当てても、こそこも 24 時間開けていろと言っても、そんな無茶なことはできないわけです。

おまけに、看護師と医師と介護士は仲が悪く、互いに人数が少ないのでテリトリーは離さないということをやり合っておりますので、谷間に落ちていくのは実は利用者・患者です。在宅酸素だとか経管栄養だとか、有名な事例では痰の吸引とかいうだけで、介護施設にも入れない、医療施設にも入れないというような極めて悲惨なことが起きます。

典型的な制度は DPC でありますと、診断名によって入院機関ごとに診療報酬が決まります。短期で終われば終わるほど診療報酬が高くなるということですので、先端の大手の病院にこういう制度が入っているのですが、ここも過重になっております。実は地域医療だけが困っているわけではありませんで、例えば胃がんと診断されて、それで包括払いが決

まって、早く終われば、治癒率が高ければ高いほど診療報酬が高くなります。こういう制度は、新聞・雑誌の病院ランキングで、1番いい病院が実は性質の悪い病院であるという可能性が生まれるわけです。

例えば、現在はCTスキャンで小さい腫瘍がいくらでも見つけられますので、良性か悪性か判断しないうちにがんと診断して取ってしまいますと、早く治りますから回転率が高くなり、治りやすい患者ほど次々出て行って、病院の収入が上がります。そうすると、高度機械を入れて次々軽い人を処理すればするほど、病院が儲かるというインセンティブになっており、がん難民が大量に発生するという馬鹿なことが起きます。こうなると、ジョークのような世界が生まれまして、「ここは病院だ、うちは病院なので、治らない病気の人は来ないでくれ」ということが生まれるということになります。

問題は、こういう結果、先ほど出てきた地域医療機関が、一つは診療報酬の引き下げで病院収入が激減します。05年の統計でも地方の公立病院は7割が赤字で、赤字が表面化してしまう。交付税が下の3番目にあるように削減していますので、赤字を補てんできずには累積赤字になっていくという現象になります。多分06年の診療報酬を踏まえると、もっと赤字の比率は高くなっていると思います。さらに長期の入院で介護や医療の地域のシステムが整っていないとか、病院に長期入院患者がたまっているために、病院の収入がさらに減少するようになるという上に、最後に決定打として医師不足がこれに加わって、病院の収入は、1人医者がいなくなると何億という単位で減っていくという、死んでいくというパターンです。

86年以降、これも中曾根政権期に原型があるのですが、医学部定員を抑えていこうという話です。2002年時点で、OECD平均で2.9人、1,000人当たり2.9人の医師数ですが、日本は2人で、韓国など、医師が絶対的に不足しています。2004年に臨床研修医制度が変更されましたので、民間の大手の病院へ行きます。大学病院の研修医や若い医者の給料がいかに低いかということに対して、ほとんどの人が誤解をしています。病院にもありますが、医者というものは皆ベンツに乗っているものだと思っていますので、そういうイメージとはかけ離れています。しかも医師不足で、地方の国立大学は独法化して儲けなければいけないので、私の印象では中小都市の中核病院が多いように思います。県立の総合病院などにはそこそこ医者は行っているのですが、中小都市からどんどん引き揚げておりまして、残った医師が当直、手術するという過重労働になって、集団で退職するという不思議な現象があちこちで生まれるという原因を作っているのだろうと思います。病院が破綻していくと救急体制も維持できないということで、本来あるべき医療ニーズというのを、地域単位で治癒率なりを取るのが本来なのに、個別の病院でそういう数値目標を設定する。

その問題が一つと、もう一つの問題は多分、健康に関する指標が医療費の削減の目標だけがあって、厚生労働行政の中で基本的な数値目標、追求される目標として設定されていません。しかも、個別の病院を追い込む形でインセンティブという方式を使うようになりました。これは80年代の半ば、ちょうど中曾根政権期に国保の補助率を下げ、医師数を抑

え、民間病院を多数にする民営化政策が定着して、個別の民間病院は経営体として診療報酬を操作するという形で、小泉政権の政策が、「骨太の方針」があったということです。そのために、実は国連の中位統計によれば、日本人の医療ニーズは満たされなくなりまして、右肩上がりの成長状態で死亡率が上がってきているという悲惨な結果に結びつきつつあるということだと思います。

今、1000人あたりの死亡数が10人程度にまだなっていないのに医療崩壊と言われていますので、2050年の高齢化のピークにおける15人近くという状態はすでに崩壊を通り越している状態ではないかなと思います。そういうトレンドを少しご紹介して、今の事態がなぜ制度的に発生しているかという視点からご報告させていただきました。

医療制度崩壊のリスク

利用者・患者の視点から

慶應義塾大学経済学部

金子勝教授

保険料引き上げや患者負担増
加→国保から受診抑制

国民健康保険滞納世帯数 480万（10年間
で約1.6倍）

国民健康保険資格証明書交付世帯数 35万（
2001年→05年で3倍以上）

年収200万円以下層の人数が1000万人を
超える（2006年度）

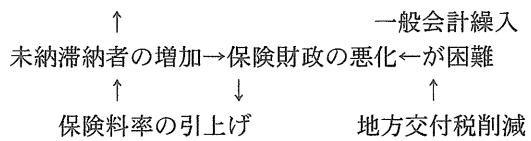
国民健康保険の被保険者構成の変化（ リスクの高い者だけの「保険」へ）

2005年 1985年

農林水産業	4.4%	13.5%
自営業	14.9%	30.1%
被用者	24.0%	28.9%
その他職業	2.8%	4.1%
無職	53.8%	23.7%
内) 60歳以上	87.9%	

市町村単位の保険の無理→保険料率
引上げの悪循環→パッチワーク的「
改革」

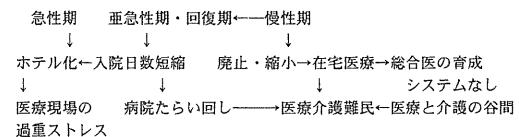
受診抑制と健康悪化



2006年「医療制度改革関連法」 の主な内容

- 1 国保の現役並み所得の高齢者自己負担
2割→3割
- 2 国保の70~74歳の自己負担
1割→2割
- 3 75歳以上の新高齢者医療制度の創設
- 4 平均在院日数の短縮を図る診療報酬体系の
見直し
- 5 療養病床38万床のうち23万床削減
(介護型療養病床は全廃)

インセンティブという罠（診療報酬 による誘導は何をもたらすか）



DPC(Diagnosis Procedure Combination)の導入

1. 診断名によって入院期間毎に診療報酬が決まる。
2. 短期で終われば終わるほど高い報酬が支払われる。
→ 360病院 18万床が対象

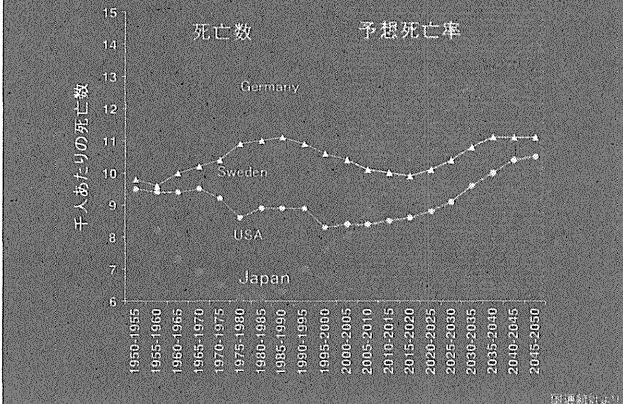
「骨太の方針2002」以降 →地域中核病院の経営を圧迫

1. 診療報酬の継続的引き下げ→病院の収入減
2002年2.7% 04年1.0% 06年3.16%
2. 診療報酬インセンティブ→高齢化と長期入院患者→病院の収入減
3. 地方交付税の削減→地方財政を圧迫→病院赤字を補填できず
→累積赤字化
2000年21.4兆円→06年15.2兆円
(当初予算ベース)
4. 医師不足→病院の収入減

医師不足による病院破綻

- 1986年 厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」→医学部定員10%以上削減
→医師数の不足 (O E C D諸国で下位)
- 2004年 臨床研修医制度の変更→研修医が民間大病院へ→大学の医局が医師不足
→地方中核病院から医師の引上げ→残った医師の過重労働→集団退職→病院破綻
→救急医療体制の維持不可

国別にみた千人あたりの死亡数と予測(国連中位推計による)



産婦人科医の労働状況と救急医療体制

中井章人

日本医科大学 産婦人科 教授

医師の就労環境をお話しさせていただくのですが、それに先立ちまして、産婦人科はどんなことをやっていて、どういう状況なのかをご説明します。特に産科の話になりますが、赤ちゃんとお母さんの二つの命を守るわけですから、究極の目的は母体死亡をなくすことです。それから、胎児死亡、僕たちの用語で周産期死亡といいますが、妊娠 22 週から生後 1 週間までの赤ちゃんの死亡をなくすというのが究極の目標の一つでございます。

過去 50 年間の母体死亡と周産期死亡の推移ですが、数としては、母体死亡は 80 分の 1 に減少しました。新生児死亡も 40 分の 1 です。

母体死亡の細かな内訳ですが、近年の特徴がよく表れています。年齢別の母体の死亡率は、40 歳以上が非常に高くなっています。我々の産婦人科の領域である生殖補助医学、人口受精や体外受精が進んでまいりました。それと社会ニーズの変化のためか、女性の出産年齢が非常に高まっており、特に 40 歳以上でお産をされる方が非常に増えております。そういうリスクを抱えていながらも死亡率を減少させてきたというのが、我々の現状です。

世界との比較では、国ごとに母体死亡に関しての定義が違って、日本は少し高い数字になっておりますが、おしなべて、世界一の水準にいると思っております。

赤ちゃんが死んでしまう周産期死亡ですが、日本は世界で圧倒的な 1 位です。5 番目の、イギリスの半分ぐらいです。しかも、我々はこの水準を十数年以上続けているわけですが、どなたからもお褒めをいただけません。

さて、その産婦人科医師はどうなっているか。これが本題になります。細かい数字ですが、1 万 2,000 人弱いた産婦人科医が 10 年間でどんどん減ってきてています。10 年前に比べ、全国のすべての科の医師数は 15% ちょっと増えているにもかかわらず、産婦人科医は 8% ぐらい減少しております。実は、小児科医も若干は増えているのですが、小児科の中でも我々の領域で一緒に仕事をしていただく新生児科医という新生児を専門とする先生は、増加していないというのが現実です。

産婦人科医の学会員数ですが、41 歳以下の医師数は、既に女性医師が多くなっております。昨年、一昨年と、仕事を始める産婦人科医師は約 7 割が女性医師です。

こういった女性医師の増加は医師数の減少、実労働の減少に拍車を掛けております。2007 年 5 月に学会と日医総研が全国の大学にアンケートを配って、入職してから 16 年ぐらいの間に産婦人科から離脱した率の調査した結果をご紹介します。産婦人科の中には生殖医療や腫瘍学がありますので、必ずしもお産だけをやる先生ではないという、三つの領域があります。「分娩は一番きついので、ほかの領域に移った」というのが全体の平均では 34~35% です。「産婦人科そのものをやめてしまいました」という中では、19% ぐらいの女性医師が

16年目までに離職してしまうということです。

ちょうど入職9年目あたりにピークがあります。これは同時に開いた調査で調べますと、ここで出産・育児がスタートするのが平均的ということです。

地区ごとの離職率は、どういうわけか、男女共に地区的に九州が多くなっています。これについては追跡調査がまだ完了しておりません。何らかの原因があるのかもしれません。いずれにしても、男性も9%ぐらい辞めておりますが、女性のほうはずっと多く辞めているということが分かります。

こうした医師の不足は、当然施設の減少につながります。過去10年間で全体（病院・診療所）の数を見ると、4,000から3,000に減っております。20年前は5,884施設ありましたのが現在は3,000を切るということは、半分の施設で賄っているということが分かります。

病院で勤務している勤務医師に、私が常務理事をしております日本の産婦人科医会が担当しまして、アンケート調査を行いました。全国で1,300ぐらいの病院が分娩をしているはずだったのですが、昨年の時点で調べましたら1,281で、その調査から数ヶ月の間に分娩している場所が減っているという状況でした。「一人当たりの分娩数」で目立ちますのは産婦人科だけの単科の施設で、一人当たりが取り扱う分娩数は年間に200を超えてます。

産婦人科医師の一月の当直回数は、平成18年で6.3回です。平成12年は4.7回で、12年から18年の6年間の間に当直回数が30%増えています。

増えた当直回数に対して、医師に勤務緩和があったかということを、分娩を扱う全国の病院全てを調査しました。そうしますと、わずか7.5%、58施設だけが、「当直が開けたら帰っていい」という勤務緩和をしているだけであって、ほかは32時間とか36時間という、朝来て、夜は泊まって、次の夜遅くまで働いて帰るという勤務をしているところが大多数であるということが明らかになりました。

機能ごとの分類を見ていただきますと、単科のほうは少し緩和してくれています。産婦人科医だけでしょうから、お互いに融通が利いているのだろうという結果です。

次に、手当のことです。調査に先立つ1年間の間に、「当直手当が増えたか」ということを聞きましたら、全国平均では10%弱の手当がついたというところであります。分娩手当金ですが、分娩を1件すると病院から手当が支給されるのかということを問いましたら、全体の7~8%ぐらいの60施設で何らかの手当がつくということです。内容を見てみると、よそから当直に来ていただいている先生だけに分娩の手当を付ける。それから夜間分娩だけに限る、休日だけに限るといったものもあり、すべての分娩に当てはまるということでもなさそうです。

昨年度の産婦人科に特化した診療報酬についてです。ハイリスクな分娩を取り扱ったときの妊産婦共同管理料ですが、これは紹介医にもお金がつくという制度で、そこで働く医療従事者に向けて作られた制度と私どもは聞いていたのですけれども、実際にはそういったハイリスク分娩管理料が医師に還元されている施設は全国の調査で5施設で、わずか0.7%ということが分かりました。何ら手当がされていないことの表れだと思います。

私どもが医会としてどうすることを考えてやつていきたいかということの簡単なまとめですが、まず、産婦人科医師数そのものを増加しないといけません。そのために何が一番必要か。これは医療関係者の方はよくご存じだと思いますが、死にかけている人間を助けるためにはA、B、Cがあるわけです。順番を間違えると大変なことになります。私どもで議論しますと、Aというものは今現場で働いている医師をこれ以上減らさない。そして、その医師がより良く働くような手立てがなければ、今働いている医師を見て若い医師はそこに入ってくるわけですから、到底産婦人科を選ぼうとはしないのではないかというのが、我々の結論です。

就労環境の改善、それから女性医師には離職・子育ての支援ということになろうかと思います。若手医師の研修に関しましても、現在の臨床研修制度が始まりましてから、産婦人科の専攻は急激に減っています。2年目の必修研修がいかがかということを、医会としては厚労省などにも申し上げています。

もう一つの、私の話です。医師数や施設数の減少というのは、産婦人科の救急医療体制に非常に影を落としています。ご存じのように、奈良県で大変悲しい事件がございました。病院が見つからず、結局流産に至ってしまった。いわゆる「たらい回し」と言われておりますが、私どもはこの言い方を非常に不愉快に思います。この事件を受けまして、産婦人科医会で全国調査を行いました。産婦人科医会は全国に支部がございまして、各都道府県の支部長に印象を聞いたわけです。「お宅の救急はうまくいっているのか、いっていないのか」。ざっと見て、黄色は、「一応収容されるけれども、満足はしていない」とお答えになったところで、約4割がそういう地区に当たるということになります。

10月に総務省と消防庁、厚労省の医政局指導課で、全国の消防の搬送状況の綿密な調査が行われました。救急隊が患者さんを確知してから病院を探す電話の回数、つまり受け入れを断られた電話の回数です。20回以上というのは東京都だけです。

消防庁のデータを見るとよく分からないので、私なりに分析してみました。ある一定の法則でこれらの都市を分けますと、こういうことができます。政令都市を含む自治体での回数が多くなっているのが分かります。そうすると、政令都市を含む大都市圏がこういった搬送の問題を抱えているということになると思います。これを分類すると、統計的にきれいに分かれるということです。回数が多いということは、当然確知から収容までの時間も長くなっています。

医会調査で、結果の悪かった自治体の先生方はどういうことに困っているかということを調査しました。産婦人科医師不足、NICU(新生児の集中治療ベッド)が少ないということ。それから、システムがきちんと働いていない。頻度は異なりますが、どの自治体もおしゃることは一緒です。うまくいっている回数が少なかった自治体でも、結局は産科医がない、NISUが少ないということが問題になっています。

受け入れに至らなかった理由をもう少し分析しました。消防庁のデータで、「処置が困難なため、受け入れられません」、あるいは「患者対応、手術中のため受け入れられません」、「専門外だから受け入れられません」、「満床です」、「医師が足りませんから駄目です」、最

近話題の未受診もございます。こういうものを先ほどと同じ手法で、政令都市を含む自治体とそうではないところに分けて統計処理をしてみました。理由が都市部と地域ではきれいに異なるということが明らかになりました。

まず、処置困難というところを見ていただきます。政令都市を含む自治体では3割近くが、「処置困難」、「手術対応中」となっています。三次施設という高度な医療施設に、患者さんが集中しているということの表れだと思っております。

「満床」というのも、都市部に多いです。NICUです。例えば東京都は、全国一緒ですけれども、「1,000 分娩にベッドを2つ作りなさい」という厚労省の定めでベッドは運営されています。実際には、ベッドの10%以上は1名以上の長期の入院患者で埋まっています。残りの90%で運営をしなければならない。さらに東京都や大阪のような大都市圏になりますと、他府県からの患者さんも受けなくてはならない。「県が違うから、あなたのところは診ません」というわけにはいかないのです。現場というのは、自分のところにベッドがあり困っている人がいれば、人道的に手を差し伸べるわけです。実際、東京都では30%が他県の患者さんで埋まっていますので、東京都民はわずか6割のNICUのベッドしか利用できないということが言えます。それがこの調査でも表れています。

一方で、その他の自治体、地方の場合には、「専門外である」というのは救急隊と、つまり周産期ネットワークが密接に連携していないことの表れだと思います。「送ろうと思ったら、実は分娩を全然やっていない病院でした」というのが、こういうところに表れていると思います。何と言っても医師不足が、原因として挙げられておりました。

私のまとめになりますが、受け入れに至らなかった理由は政令都市を含む自治体では、「処置困難」、「手術・患者対応中」、「満床」によるものが高率です。対応としては、照会回数を減らすために、ぜひコントロールセンター、あるいはコーディネーターといったものを配備していただきたい。これを各自治体でやりますと大変ですから、私は全国共通のコールセンターでもいいのではないかと思うくらいです。今、医者がこういう仕事をやつております。現場の医師が、何回も何回も病院に電話して探さなければいけないという苦労は並々ならぬものであります。

その他の地方の都市の問題としては、やはり「専門外」、「医師不足による」という理由が高率で、中には照会回数は2回ですけれども、収容までの時間が90分ぐらいかかったというところが幾つかあるのです。どういうことかといえば、アクセスが悪い、病院が少ないということですね。そこでドクターへりなども考えていただきたい。また、自治体区切りではない広域の対策です。つまり、隣の県の基幹病院は15分で着けるけれども、自分の基幹病院まで1時間半というところはいっぱいあるのです。そういうところも柔軟に対応していっていただければと思っております。

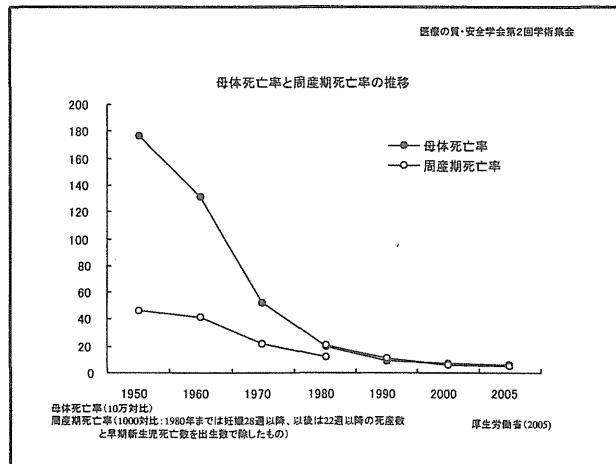
医療の質・安全学会第2回学術集会

産婦人科医の就労状況と 救急医療体制

日本医科大学
中井章人

医療の質・安全学会第2回学術集会

- ① 産婦人科勤務医の就労状況
2. 救急医療体制



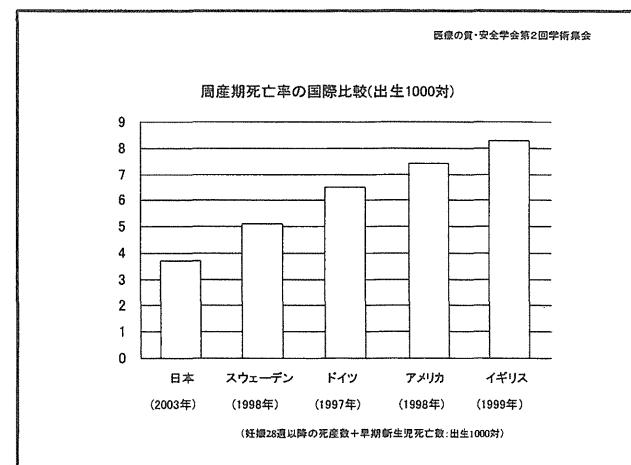
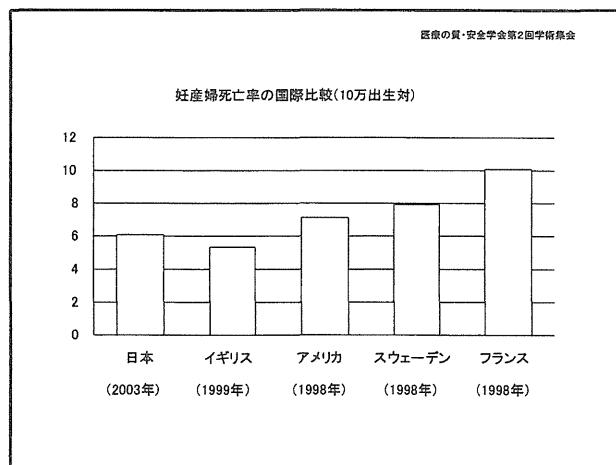
医療の質・安全学会第2回学術集会

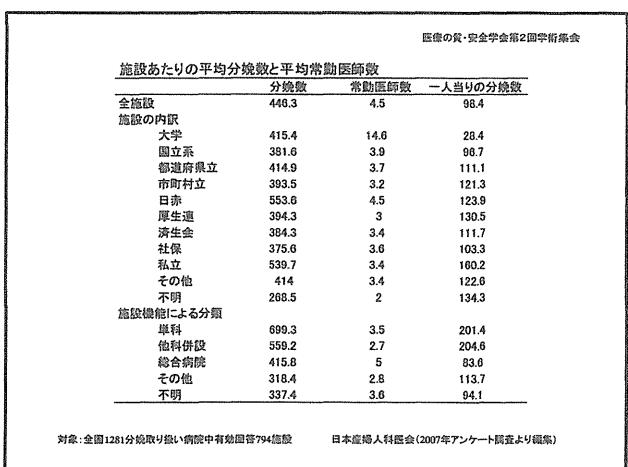
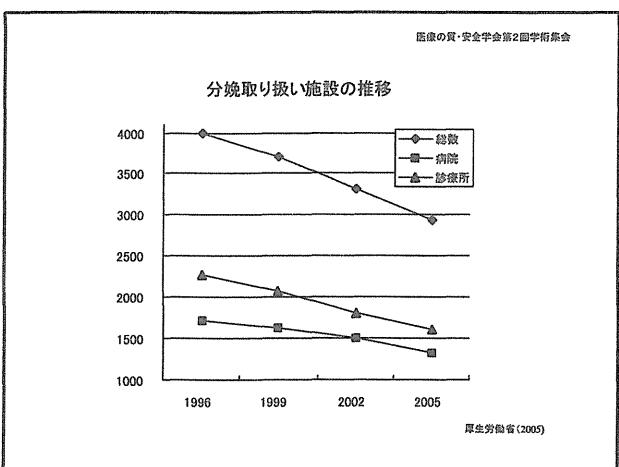
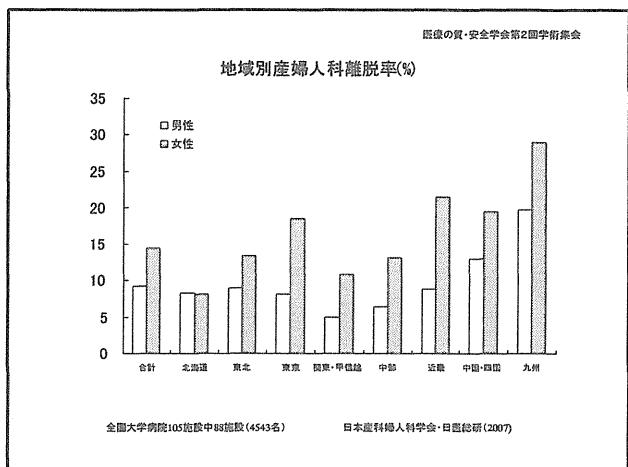
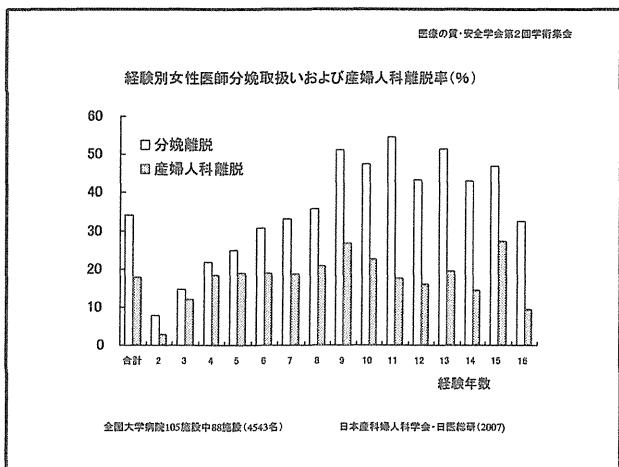
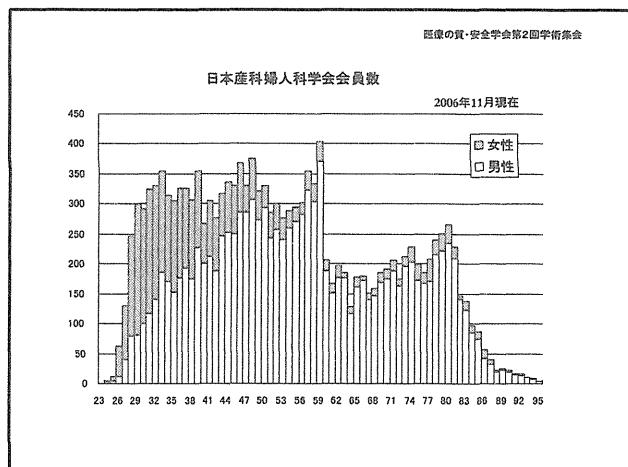
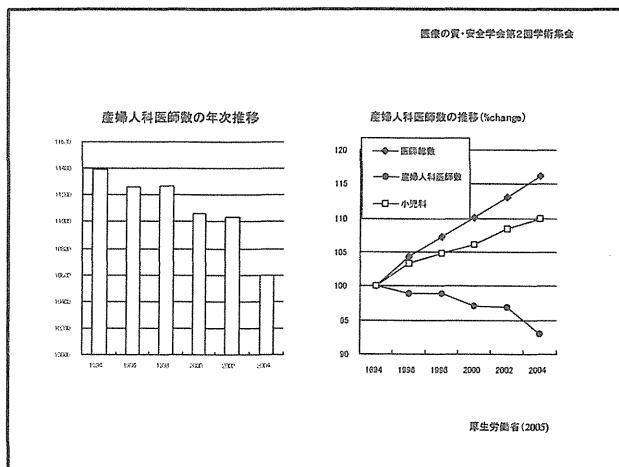
年齢別母体死亡率の年次推移

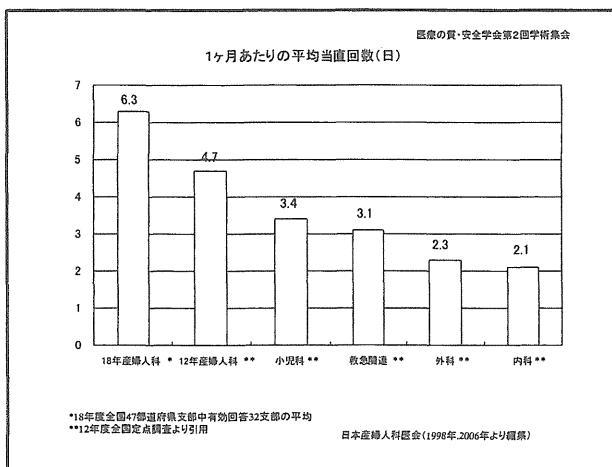
	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2004
出生数	234万	161万	193万	158万	122万	119万	111万
妊娠婦死亡数	4117	2097	1008	323	105	78	49
妊娠婦死亡率*	176.1	130.6	52.1	20.5	8.6	6.6	4.3
全体							
20-29歳					10.1	5.3	2.6
30-34歳					29.8	7	9.1
35-39歳					99.8	24.9	11.9
40歳以上					390.6	101.5	45.9

*出生10万対

厚生労働省(2005)







医療の質・安全学会第2回学術集会

当直翌日の勤務緩和		p value	
	あり	なし	
全施設	58 (7.5%)	712 (92.5%)	
施設の内訳			
大学	2 (2.6%)	74 (97.4%)	0.2046
国立系	0 (0%)	37 (100%)	
都道府県立	4 (7.7%)	48 (92.3%)	
市町村立	15 (8.9%)	153 (91.1%)	
私立	21 (10.3%)	182 (89.7%)	
その他	14 (6.1%)	216 (93.9%)	
不明	0 (0%)	2 (100%)	
施設機能による分類			
単科	9 (17.6%)	42 (82.4%)	0.0016
他科併設	12 (13.6%)	76 (86.4%)	
総合病院	32 (5.5%)	555 (94.5%)	
その他	1 (20%)	4 (80%)	
不明	4 (10.3%)	35 (89.7%)	

未回答24施設

対象: 全国1281分娩取り扱い病院中有効回答794施設 日本産婦人科医会(2006年アンケート調査より継続)

医療の質・安全学会第2回学術集会

当直手当額(平成18年4月以降)			
	あり	なし	p value
全施設	73 (9.4%)	706 (90.6%)	
施設の内訳			
大学	3 (3.9%)	74 (96.1%)	0.5485
国立系	3 (8.3%)	33 (91.7%)	
都道府県立	4 (7.5%)	49 (92.5%)	
市町村立	19 (11.1%)	152 (88.9%)	
私立	25 (12.1%)	182 (87.9%)	
その他	19 (8.2%)	214 (91.8%)	
不明	0 (0%)	2 (100%)	
施設機能による分類			
単科	10 (18.9%)	43 (81.1%)	0.0076
他科併設	11 (12.6%)	76 (87.4%)	
総合病院	47 (7.9%)	547 (92.1%)	
その他	2 (40%)	3 (60%)	
不明	3 (7.5%)	37 (92.5%)	

対象: 全国1281分娩取り扱い病院中有効回答794施設 日本産婦人科医会(2007年アンケート調査より継続)

医療の質・安全学会第2回学術集会

分娩手当金の支給状況					
	あり	応援医のみ	夜間にあり	休日にあり	なし
全施設	61	53	55	44	617
施設の内訳					
大学	0	0	0	0	76
国立系	0	0	2	1	35
都道府県立	1	0	0	0	51
市町村立	11	16	14	13	133
私立	22	22	15	10	182
その他	27	15	24	20	171
不明	0	0	0	0	2
施設機能による分類					
単科	7	8	5	4	35
他科併設	8	12	7	5	61
総合病院	44	30	40	32	482
その他	1	1	1	1	3
不明	1	2	2	2	36
分娩手当の平均金額(円)	8665	13250	10535	10897	

対象: 全国1281分娩取り扱い病院中有効回答794施設 日本産婦人科医会(2007年アンケート調査より継続)

医療の質・安全学会第2回学術集会

ハイリスク分娩管理加算、妊産婦共同管理料の医師への還元			
	ある	ない	
全施設	5 (0.7%)	757 (99.3%)	
施設の内訳			
大学	0	76	
国立系	0	36	
都道府県立	0	53	
市町村立	0	166	
私立	2	195	
その他	3	229	
不明	0	2	
施設機能による分類			
単科	2	49	
他科併設	1	84	
総合病院	2	580	
その他	0	5	
不明	0	39	

対象: 全国1281分娩取り扱い病院中有効回答794施設 日本産婦人科医会(2007年アンケート調査より継続)

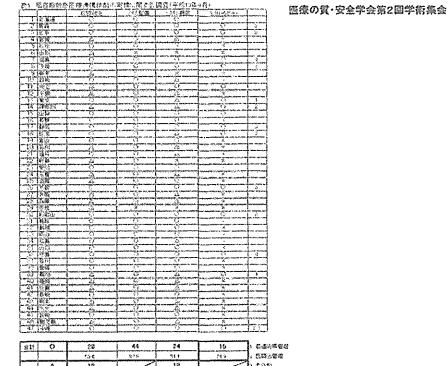
医療の質・安全学会第2回学術集会

勤務医師の就労環境改善

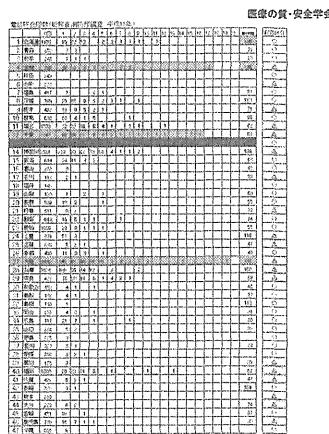
産婦人科医師増加、若手医師獲得には現状の改善が不可欠で、勤務医の就労状況改善と女性医師の離職防止が最優先課題になる。

待遇改善: 当直後の勤務緩和、夜勤(夜間シフト)導入。
報酬改善: 当直料増額、分娩手当導入、救急受け入れへの手当て、減税など特別税制の導入。
女性医師: 子育て支援(公的託児所の優先的利用)、緩和勤務(ワークシェア)、再就職プログラムの確立。
若手医師獲得: 臨床研修コースの見直し(周産期コースの設置)

1. 産婦人科勤務医の就労状況 ② 救急医療体制



日本産婦人科医会(2007年9月実態調査アンケート調査)

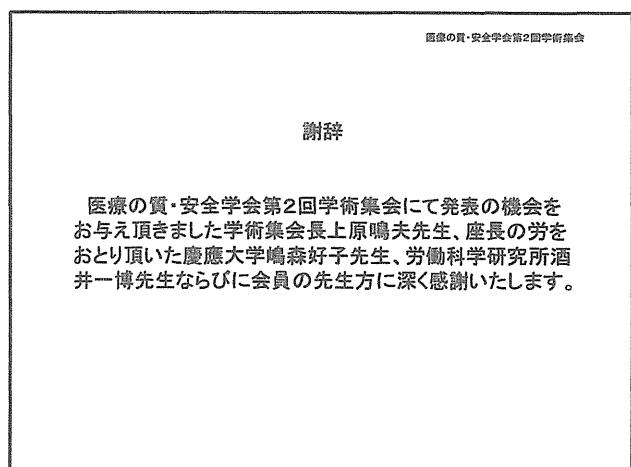
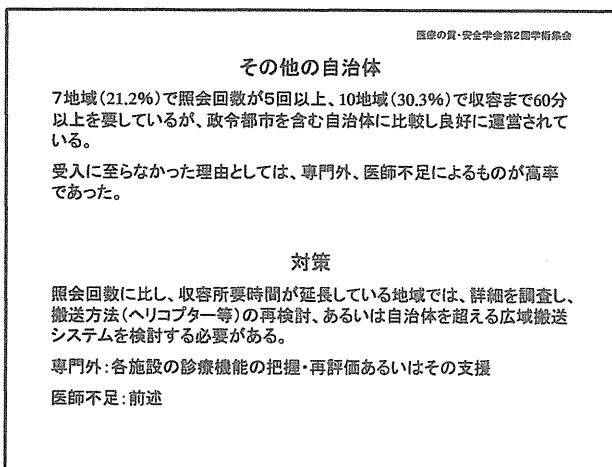
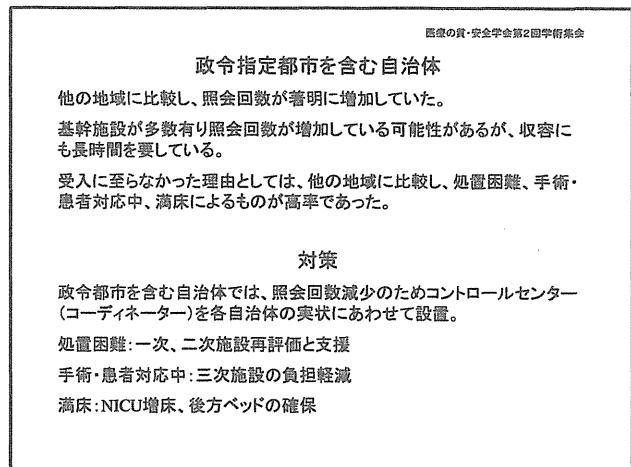
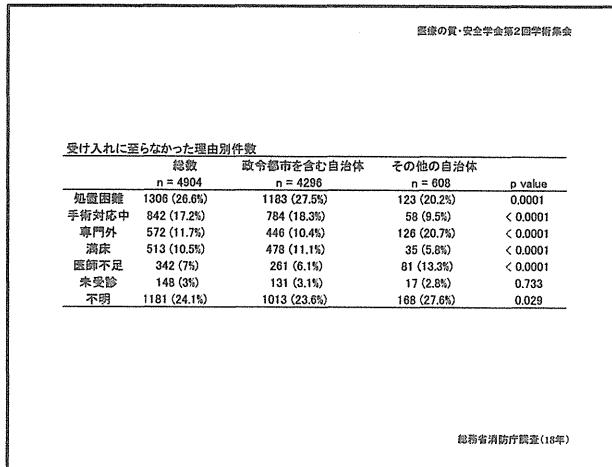
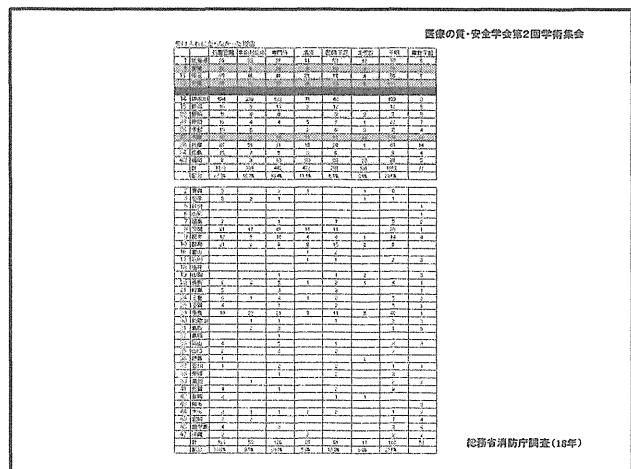
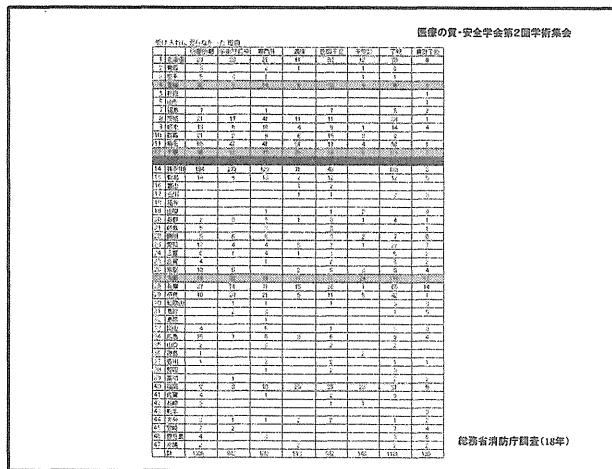


総務省消防庁調査・日本産婦人科医会(2007年9月支部長アンケート調査)

地域ごとの収容状況	全国	政令都市を含む 自治体	その他の 自治体	p value
	n = 47	n = 14	n = 33	
総会回数				
5回未満	27	1	26	< 0.0001
5回以上	20	13	7	
覚知・収容所要時間(最大)				
60分未満	25	2	23	0.0004
60分以上	22	12	10	

収容者が不十分になる要因		医師の質・安全学会第2回学術集会
政令都市を含む自治体(照会回数5回以上:13)		
産科医師不足	8 (61.5%)	
NICU不足	7 (53.8%)	
システム機能不全	6 (46.2%)	
その他の自治体		
33自治体		
産科医師不足	11 (33.3%)	
NICU不足	10 (30.3%)	
システム機能不全	9 (27.3%)	
照会回数5回以上:7自治体		
産科医師不足	3 (42.9%)	
NICU不足	4 (57.1%)	
システム機能不全	2 (28.6%)	
照会回数5回未満:26自治体		
産科医師不足	8 (30.8%)	
NICU不足	6 (23.1%)	
システム機能不全	7 (26.9%)	

総務省消防庁調査・日本産婦人科医会(2007年9月京都長アンケート調査)



小児科医の業務体制と労働環境

舟本仁一

大阪市立住吉市民病院 副院長・小児科部長

現在、既に多くの方がご存じのことですが、医師の総数が増加する中で、小児科医全体も漸増傾向にあります。ところが緑の棒で示しますように、病院に勤務する小児科医数は平成14年を境に減少し始めています。

主たる診療科を小児科とする39歳以下の医師について見ますと、総数はほとんど変わらないものの、男性が漸減、女性医師が急激に増加してきていることが分かります。

小児科医が働いている、わが国の病院小児科の現状について見てみます。常勤指指数別に見た病院数では49%、すなわち半数が2人以下という小規模な病院であることが分かります。ここで24時間365日体制を取るために、最低7人の小児科医が必要と考えた場合、本来は10人以上が必要ですが、7人さえ、その基準を満たすところは全体の16%にしか過ぎません。病床数では、病床を持たないところが回答病院の11%で、全体の中央値は14床と小規模なものとなっています。

我が国の病院の成り立ちは、基本的には診療所が次第に大きくなって出来上がってきたものであるということ。一方では、交通の不便な地域にも一定の医療を提供するという考え方から出来上がってきたものであるため、当然の結果で、アクセス優先の体制といつてもよいと思われます。

これは、病院が宗教など、慈善事業として計画的に設置、発展してきた英國との比較を示したもので、病院数や病院当たりの小児科医数などの違いが非常に明らかです。

こうした状況の中で、小児科医はどのように働いているのでしょうか。病院小児科医の一般的な業務は、一般外来診療、すなわちプライマリーケア、そして専門医療、二次医療、NICUやPICUなどの高度専門医療などがあります。それぞれの病院が規模や役割に応じてこうした業務を担当することが望ましく、実際多くの小児科医は左に示しますように、プライマリーケアと二次医療、専門医療の提供をバランスよくこなしたいと考えているのにかかわらず、右のように現実にはプライマリーケアにかかる業務量が半分以上を占めていることが分かります。

これは大阪府のデータです。10床以上の病院ではプライマリーケアの割合が減少していますが、それでも5割を超えているところが多く、病院としての機能に影響を与える可能性が推測されます。

このことは、少ない小児科医で一次救急医療を担っている病院では特に問題で、その結果、病院小児科医全体の平均として、週に60時間から66時間、8%は78時間も働いています。これらは後に述べます過労死認定基準を超えるものであり、いかに厳しい労働環境に置かれているかを示しています。

年齢別では、やはり若い年代の負担が明らかで、全体の労働時間の平均だけでは表れてこない厳しい実態がございます。平日の宿直回数は、12.7%が月に5回以上であり、休日でも 23.3%が2回以上を宿直しています。ここで注意しなければならないことは、労働基準法では宿日直に関して、電話番や簡単な病棟回診など、ほとんど業務を必要としないことを前提とした上で、宿直は週1回、日直は月1回を目安にしています。しかも、その95%は翌日も通常勤務をこなしています。このため、完全休日日数は、小児科医全体で約3日、大学病院勤務医では約2日となっています。

こうした状況の中で、病院小児科医はどのようなストレスを感じているのか。日本小児科学会の、「小児科医の QOL を改善するプロジェクトチーム」では、こうした労働環境が医療の質を低下させ、より安全な医療の提供にも支障を来すことにつながると考え、ストレスの客観的評価を試みることにしました。

ここに示しますように、その基本的概念は、仕事の要求度が大きいとストレスが大きくなる。仕事のコントロール度、すなわち裁量の度合いが小さいとストレスは大きくなる。職場における社会的支援が小さいとストレスが大きくなるという三つの要因から評価するもので、「デマンド・コントロール・サポートモデル」と呼ばれています。他職種においては、広く用いられています。

対象は一般病院勤務医が約半分で、男性が7割、平均年齢は47歳です。小児科医全体で見ますと、白抜きのひし形で示します全国労働者平均より高い職業性ストレスを感じている結果でしたが、産婦人科や外科、内科など、他科との比較はできていません。20代の小児科医は、仕事の量的負担感や支援において年長者と比較すると、ややましな状況という結果です。診療所医師の場合は、支援のなさにストレスを感じているという結果です。

一方、労働者疲労蓄積度の自己診断チェックリストによる疲労度の評価では、緑のゼロは疲労度が低く、赤の7が非常に高い疲労度を示します。全国労働者の中で、疲労度4以上は平均8%であったのに対して、小児科医全体で46%、一般病院勤務医で54%、大学病院勤務医では70%と、非常に高い疲労度を示していることが分かります。仕事の満足度は、若い世代ほど低くなっています。

これらの結果、多くの小児科医が職業性ストレスとして挙げているのは、第1位が際限のない責任、第2位が慢性的な緊張感、第3位は拘束時間が長いなど、就労時間のあいまいさでした。そのほかに、余暇時間の少なさ、慢性的な肉体的・精神的疲労感、不要不急患者の診察、今にもミスをしそうな危機感などが上位を占めています。これらから、病院勤務小児科医のストレス、疲労状態には量的負担感が強く影響しており、労働時間の削減が必須であると考えられました。

このような病院小児科の現状に対して、日本小児科学会の考え方を紹介いたします。病院小児科医の現状に対する認識では、プライマリーケア対応に追われるなど長時間労働が顕著であり、そのため良質な医療、医療の安全が損なわれていること、また、燃え尽き症候群となって重要な職場から離脱する傾向が見られています。若手医師の疲労度は高く、満足度が低いため、離脱医師も見られます。こうしたことに対して、医師の補充ができない

い現状がさらに追い打ちをかけています。

そこで考えられる対策として、病院小児科医の確保には、勤務医の苦境を改善することが前提であり、そのためには入院医療を提供する病院小児科を重点化、効率化することが有効と考えました。当直医の確保や専門医療の提供などが可能となり、提供する医療内容の質や安全性の向上と、勤務医の労働環境の改善が共に得られる体制を目指しています。

日本小児科学会では、小児医療提供体制の改革ビジョンとして、三つのポイントを挙げています。構造改革としての入院医療の重点化、身近な小児医療は継続、広域での小児保健などの充実。2点目として、広域医療圏での24時間365日の小児救急医療体制整備。3点目が、労働基準法に準拠した労働環境の実現です。2004年3月よりこの計画の推進に着手し、各都道府県におけるモデル案策定委員会からのモデル案の提出を受け、地域小児科センター認定基準案の策定へと進んできております。

改革ビジョンの概念図です。都道府県単位など、三次医療圏に1カ所の中核病院、現時点では高度専門医療を担う大学病院や総合子ども病院などを想定しています。外来中心の一般病院小児科や過疎地域の病院小児科、そして診療所と強い連携を保ちながら中心的な役割を果たす病院として、単独もしくは複数の二次医療圏に1カ所設置することを目指す地域小児科センターがあります。ここでは24時間の二次救急医療、もしくは新生児集中治療体制を組みつつ、臓器専門医療の提供、県域における小児保健、病診・病病連携、教育研修システムなどのネットワーク構築、病院ならびに県域の医療の質、安全の自己管理に責任を持つこととしています。このように地域小児科センターは、今後の我が国小児医療提供体制において、社会から求められる一つの理想的モデルを目指したものとも言えます。

現在検討中の地域小児科センター認定基準案の中で、労働環境に関する部分では、労働時間の上限を週58時間として勤務計画を設定するように求めています。これは、労働環境の改善において、譲れない前提として過労死認定基準を念頭に置いたものです。すなわち、月80時間の時間外勤務を限度としますと、労働時間は週に58時間が限度になります。これにつきましては諸外国、例えばEUにおいても、トレーニング中の医師について、2004年8月から週に58時間労働、その後さらに短縮していき、2009年8月からは週48時間の達成を求める勧告が出ています。

繰り返しになりますが、小児救急医療や新生児医療において行っている当直は、労働基準法でいう宿直や日直ではなく通常勤務であって、労働時間、割り増し賃金、休憩など、法律の規制を受けることになるということに注意が必要です。宿直や日直は夜間や休日において当該労働者の本来業務を行わないもので、労働時間や休日に関する労働基準法の規定が適用されません。

一方通常勤務といいましても、夜間や休日、昼間は特別な時間帯ですので、いくら割り増し賃金が支払われるといっても、その合計に月5回までという制限と、週1日の休日の確保、ならびに深夜勤務開けの帰宅を求めています。

また、使用者や小児科医自身が労働基準法への準拠を確認する意味で、時間外労働に関しては労働基準法第36条第1項に基づく、いわゆる三六協定の締結や、出勤、退勤の把握